

※購入するときは、国家検定で合格した適合表示「検定マーク」のあるものが安心です。



注意事項

- 電池交換が必要なものは、電池切れの警報が出た場合に交換する必要があります。
- 住宅用火災警報器の交換期限がきたら交換して下さい。
(自動試験機能が付加されている機器を除きます。)

◎悪質な訪問販売には、十分注意してください!!

市場価格を超えた高額で販売する業者や、消防職員を装って訪問し、粗悪品を押し売りするケースもあります。消防署員が住宅用火災警報器を販売することはありませんので、訪問販売には十分注意してください。住宅用火災警報器は、クーリングオフの対象です。

住宅用火災警報器は火災の煙を早期に感知して、あなたやあなたの家族の「いのち」を守ります。

火事・救急は 119番

火災等の問い合わせは ☎088(893)3800

仁淀消防組合 消防署 ☎088(893)3221 日高分署 ☎0889(24)5411

吾北分署 ☎088(867)2812

年末調整説明会及び消費税軽減税率制度説明会の開催について

■問い合わせ 伊野税務署 ☎088-893-1121

伊野税務署では、平成31年10月の消費税率の引き上げと同時に実施される軽減税率制度及び年末調整の説明会を下記の日程で開催します。

開催日	開催時間	説明会	開催会場	対象地域
11月19日(月)	13:15~15:05	年末調整	すこやかセンター伊野	いの町、日高村
	15:15~15:45	消費税軽減税率		

○【平成25年1月1日から（平成49年12月31日まで）復興特別所得税が創設されています】

- ★ 所得税の源泉徴収の対象となる所得の支払をする際は、復興特別所得税を併せて源泉徴収する必要がありますので、ご注意ください。
- ★ 年末調整により年税額を算出する際は、復興特別所得税を含めて算出（年調所得税額に102.1%を乗じて算出）する必要がありますので、ご注意ください。

○【平成28年からマイナンバー制度が始まりました】

平成28年から社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が始まりました。

- ★ 平成28年以後に税務署に提出する申請書等には、源泉徴収義務者の個人番号又は法人番号を記載する必要があります。
- ★ 平成28年以後は給与所得者から給与所得者本人又は配偶者等の個人番号が記載された「扶養控除等申告書」等の提出を受ける必要があります。

○ 扶養控除等申告書など年末調整に必要な用紙類等は、国税庁ホームページからダウンロードできます。（所得税・法人税・消費税についてもご利用できます。）

○ 詳しくは、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】をご覧ください。